

令和4年（2022年）度

札幌市エンドポイント防御（EDR）及び
SOC サービス導入に係る調達支援業務仕様書

札幌市

内容

1	業務名	2
2	業務期間.....	2
3	業務概要.....	2
4	業務要件.....	2
5	業務内容.....	3
6	体制.....	4
7	マイルストーン	5
8	提出書類.....	5
9	納品・検査場所	6
10	留意事項.....	6
11	著作権の取扱い	7
12	環境への配慮	7

1 業務名

札幌市エンドポイント防御（EDR）及びSOC サービス導入に係る調達支援業務

2 業務期間

契約締結日～令和 5 年（2023 年）7 月 31 日

3 業務概要

(1) 背景

総務省「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和 2 年 12 月版）」にて示された「三層の対策」の β' モデルの構築に際して、インターネット接続系でのエンドポイント防御（EDR）及びSOC サービスを導入することとなった。

(2) 業務目的

本業務は、EDR 製品及びSOC サービスの導入に先立って、必要な項目を洗い出して要求仕様の定義を行い、仕様書を作成すること、及び調達方法を検討することを目的とする。

4 業務要件

- (1) EDR 及びSOC サービスの導入にあたり、導入主体が提示しなければならない項目や条件等を本市の求める要件にあわせて洗い出すこと。
- (2) EDR 及びSOC サービスの導入にあたり、本業務実施時点において本市の現状に照らして本市が明確にすべき事項を提示すること。
- (3) EDR 及びSOC サービスの導入にあたり、本市が導入する予定のネットワークの構成、運用及び利用者の視点から本市の状況に即した適切な製品の仕様及びサービス内容を検討し、理由・条件とあわせて提示すること。
- (4) EDR 及びSOC サービスの導入にあたり、本市が決定した構成を構築するために必要となる項目の洗い出し及び項目毎の仕様の定義を行い、調達仕様書を作成すること。また、定義した仕様に係る見積・意見等を EDR 及びSOC サービス提供事業者から聴取し、その回答を整理のうえ、調達仕様書へ反映すること。

- (5) 本市が実施する EDR 及び SOC サービスの調達方式や段取りの検討を支援すること。なお、調達方式が総合評価落札方式に決定した場合、落札者決定基準の作成や提案書の評価（案）のとりまとめ、総合評価選考委員会の評価審議に関する支援を行うこと。
- (6) 公示期間中に事業者から提出された質問書の取りまとめを行うこと。事業者から提出された質問書に対して、本市が回答を作成するに当たって助言及び本市が作成した回答の確認を行うこと。また、本市が技術的支援を要する内容については、意見に対する回答（案）を作成すること。
- (7) 定期的な進捗報告を実施すること。報告の方法や内容については、本市と協議の上、調整すること。

5 業務内容

5.1 全体管理

(1) プロジェクト管理

マスタースケジュールを作成し、本市との間で合意を得ること。本業務の進捗管理、遅延対策、リスク管理を行うとともに、本市に定期的に報告すること。また、必要に応じて関係業者及びメーカーとの調整を行うこと。

(2) 資料作成

本業務にて作成する仕様書等の成果品や報告用の資料について、内容をまとめたいうで資料を作成すること。なお、「8 提出書類」に記載した資料以外に作成すべき資料については、委託者と協議の上で決定し、作成すること。

5.2 課題整理

EDR 及び SOC サービスの導入にあたって、ソフト・ハードウェア機器構成、ネットワーク及び回線使用率、運用保守体制、他システムとの連携状況等、全体的な変更や考慮すべき項目について分析し、職員側にどのような影響を与えるか調査し、課題を整理すること。

5.3 調達仕様書作成

上記で整理した課題の解決のため、EDR 及び SOC サービスを導入するうえで必要な各種仕様を確定させること。仕様書の作成に当たっては、以下を行うこと。

- (1) 本市が情報提供を受けている製品、サービス以外にもより良いものがないか、調査を行うこと。
- (2) 機能、非機能、端末要件やネットワーク等のインフラ、運用時のサービス内容やサービスレベル、導入に掛かる期間、導入時と運用時のコストなど、本市の求める要件を満たすことができるよう支援すること。
- (3) 仕様書には、EDR 及び SOC サービスを無理なく導入できるように、導入プロジェクトのスケジュール、本市の体制、本市と導入業者の役割分担、連携すべき他のプロジェクト、構築時の環境、求めるプロジェクト管理や報告方法、作業場所等を記載すること。

5.4 調達支援

本市が EDR 及び SOC サービスを調達するにあたって検討する調達方式や調達の段取り、事業者選定の支援を行うこと。その際、上記で作成した調達仕様書に関するドキュメントについては、本業務の受託者が原案を作成し、本市との協議を通して最終化すること。また、作成した成果物は「8 提出書類」の「業務遂行にあたって作成したその他資料」として納品すること。

6 体制

本業務に従事する業務責任者は以下要件を満たすこと。

- (1) 本市の要求を理解し、独自のノウハウを活用し、企画・提案が速やかにできること。なお、本市が作業に従事する要員をスキル不足と判断した場合は、受託者は本市担当職員と協議の上で 体制の見直しを図ること。
- (2) 平成 30 年 4 月 1 日以降に業務委託により 1 回以上、中央省庁又は地方自治体における、EDR、SOC サービスでの、以下のア～エのいずれかの実績があること。

若しくは、平成 30 年 4 月 1 日以降に業務委託により 1 回以上、中央省庁又は地方自治体における、利用者が 10,000 人以上のセキュリティ関連ソフトウェア又はその他システムでの、以下のア～エのいずれかの実績があること。

ア 調達仕様の検討

イ システム調達仕様書の作成

ウ 調達支援を実施した経験

エ 導入

- (3) EDR、SOC サービス及びウイルス対策全般の知識、関連情報の最新動向、コンサルティングのノウハウを有すること。

7 マイルストーン

日時	マイルストーン
令和 5 年（2023 年） 3 月 31 日	中間納品
令和 5 年（2023 年） 4 月 28 日	調達仕様書に対する事業者見積・意見聴取完了
令和 5 年（2023 年） 5 月 10 日	調達仕様書確定
令和 5 年（2023 年） 7 月 28 日	EDR 及び SOC サービス導入事業者の決定
令和 5 年（2023 年） 7 月 31 日	最終納品

8 提出書類

提出書類	提出時期	提出方法
業務着手届 業務責任者指定通知書 業務スケジュール 情報資産取扱者通知書 (従事者名簿)	契約締結後、業務着手までの間	各 1 部を 1 冊に綴り、袋とじしたうえ、表紙・裏表紙に 1 か所ずつ割印する。
成果品「札幌市エンドポイント防御（EDR）及び SOC サービス導入における課題事項」	令和 5 年（2023 年） 3 月 31 日	電子データ（CD もしくは DVD 1 枚）

成果品「札幌市エンドポイント防御（EDR）及びSOC サービス仕様書」	令和5年（2023年） 5月10日	電子データ（CDもしくはDVD1枚）
業務遂行にあたって作成したその他資料 （具体的な対象については協議の上で決定）	業務完了時	電子データ（CDもしくはDVD1枚）
業務完了届 成果品目録	業務完了時	別途定める。

9 納品・検査場所

札幌市白石区菊水1条3丁目1番5号 菊水分庁舎

札幌市デジタル戦略推進局情報システム部システム調整課

10 留意事項

- (1) 本業務を遂行する上で、メーカー等のサポート・助言を受ける必要があると受託者が判断した場合に発生する費用については、本業務の業務範囲内として、受託者の責任において充てるものとする。
- (2) 業務履行にあたり、本市の発注する他業務を受託している業者と連携する場合は、事前に本市へ内容を提示すること。また、相互に協調を保ち作業の便宜と進捗を図ること。
- (3) 本業務に必要な作業場所等の環境は、原則受託者の負担で用意することとするが、本市が必要と判断した場合はその限りではない。なお、本市との打合せ及び進捗報告等、本市及び受託者が会議を行う場所については、事前に日程調整を行ったうえで、本市が用意する。
- (4) 業務履行にあたり、内容に関して疑義が生じた場合は必ず本市と協議し確認を得ること。また、この仕様書に定めのない事項については、双方で協議するものとする。

- (5) 受託者は、本業務の成果に基づき、別途本市が発注する EDR ライセンス及び SOC サービスの調達に係る業務委託を受注できないものとする。また、再委託先の構成員・企業連合にもなることができないものとする。
- (6) 成果品は Microsoft Office 2016 以降の製品で作成すること。なお成果品ごとの指定は別途行い、これによれない場合は協議を行う。
- (7) 本業務の一部を再委託する場合には、その必要性や再委託先に対する管理体制等を説明したうえで本市の承認を受けること。また、受託者は、再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。

11 著作権の取扱い

この契約により作成される成果物等の著作権に係る取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 受託者は、札幌市の書面による事前の同意を得なければ著作権法第 18 条第 1 項及び第 19 条第 1 項に規定する権利を行使することができないものとする。
- (2) 受託者は、札幌市に対し、成果物等が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。また、成果物等について第三者から著作権その他の権利の侵害等の主張があったときは、受託者はその責任においてこれに対処するものとし、損害賠償等の義務が生じたときは、受託者がその全責任を負うものとする。

12 環境への配慮

本業務においては、環境関連法令等を遵守するとともに、本市の環境マネジメントシステムに準じ環境負荷低減に努めること。

- ・電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- ・ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- ・両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- ・自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- ・業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。